

# 最高裁は違憲判決

～永住外国人への地方参政権付与～

## ◆民主党内にも異論続出

私と親しい民主党の若手議員たちから最近、悲痛な声を聞く。「永住外国人への参政権付与には絶対に反対です。僕たちを信じてください」と。

確かに民主党の「政策集インデックス」では実現方針の維持が記されているが、党内の異論に配慮し、昨年の中院選マニフェストから削除された経緯がある。だが、小沢幹事長らは強引だ。

民主主義の根幹である主権を軽く扱ってはならない。私が反対する理由は主に3つ。

- ①税金に関わる議論が出発点だから
- ②憲法違反だから
- ③EU域内など、「身内扱い」の国に限ることが一般的だから

## ①生活保護に参政権はいらない？

議論の発端は20年ほど前、「税金を納めて地域社会に貢献しているのに不公平だ」として訴訟が起きるようになった。民主党の賛成派も納税を理由に議論することが多いようだ。

しかし、参政権は「国民固有の権利」であり、納税者に与えられるものではない。納税を理由にするのであれば、生活保護を受けている永住外国人(5万人以上)については除外せねばならない。

## ②憲法改正が必要

最高裁は平成7年2月、「憲法に規定される国民、住民は日本国民と解するのが相当」との違憲判決を示した。推進派は判決の傍論の解釈をもって、一定の許容が示されたと主張する。だが、傍論とは裁判官の意見の中で、判決理由に入らない部分にすぎない。

さらに言えば、ドイツやフランスはEU加盟に当たって、外国人(連合市民)への地方参政権付与のために、わざわざ憲法改正を



「ケンタさん、主権はとても重い問題。薄っぺらな議論を吹き飛ばして!」。外国人地方参政権付与に強い懸念を示す金美齢さんから激励を受ける。

行っている。両国の憲法では参政権付与の対象は「国民」という表現であったが、日本国憲法はより明確に「国民固有の権利」と定めている。永住外国人の参政権を認めるならば、憲法を改正するべきだろう。

## ③ヨーロッパ、韓国と異なる事情

賛成派はヨーロッパで地方参政権が認められていることを理由とするが、通貨を統一したEU域内や英連邦諸国など、“身内扱い”の国に限られている場合が多い。

また、韓国が外国人参政権を認めていることもよく言及されるが、永住権の取得要件が高額投資家などに厳しく限られ、永住外国人が7000人に満たない国と、42万人の永住外国人を抱える日本とは単純に比較できない。ちなみに韓国の永住権をもつ日本人は100人程度に過ぎないし、日本国内では永住外国人の帰化は容易である。まったく急ぐ問題ではないのである。

## ◆選挙目当てでいいのか

小沢幹事長らの早急で強引な方針に関して、メディアでは、「夏の参院選をにらみ、地方選挙権の付与を強く求めている日本大韓民国国民団(韓国民団)の支援を取り付ける狙いがあるのでは、とみられている」(1月14日付読売新聞)との見方が強い。

自民党が制度疲労を起こして政権を失ったのは自業自得だ。しかし、こんな取り返しのつかない変化を国民は望まないと思う。